

十八軒青年会 2018 年 4 月度定例会

2018 年 4 月 15 日（日曜日）
自治会館

○ 報告事項

1. 自治会定例会（3 月 18 日）

1) 春の全国交通安全運動（4 月 6 日-4 月 15 日）

2) 平成 29 年度 宇喜田十八軒自治会 会計監査（4 月 8 日 13:00 自治会館）

会計部長が突然「子供会の預かり金を、自治会会計に繰り入れました」と

「それはおかしいんじゃないですか？」

会計部長「執行部会の決定通りに処理しただけです」

花岡「山崎さんにお話しした青年会の提案は、却下されたということですか？」

山崎さん「それは、今後検討するということで進めています」

花岡「自治会会計に繰り入れるのではなく、預かり金として計上するのが筋ではないですか」

会計部長「執行部会の決定通りに処理しただけなので、会計としては。。。」

花岡「会計には聞いていません。執行部会での議論の議事を見せてください」

塚田さん「それは。。。これから」

花岡「山崎さん これからのことではなく、執行部会で何が議論され、何を決めたかを出してください」

山崎さん「至急対応します」

。。。議論にはならないデタラメが露見しました

★ここは譲れませんので、総会でしっかり話をしたいと思います

3) 婦人部総会 4 月 10 日 源心庵 19:00

4) 青年会総会 4 月 15 日 自治会館 18:00

5) 青少年育成葛西第一地区「地区委員募集」

「スポレク委員募集中」

6) 日帰り旅行（委員長）

6 月 17 日（？）野上推薦の深沢観光？への誘導。。。との後ろから陰口

7) 総会準備状況

3 月 26 日（月）19:00 自治会館 第一回準備会

8) 役員の役割と活動（役員任期は 2 年）

塚田さんが「次期会長候補」として副会長を決めようとしたのですが、「副会長は東部、中部、西部の役員の互選でしょう」と総スカンを食いました

その後、各地区に分かれ、役員人選が始まりました

9) 自治会世帯数（3 月 6 日）

会計部長が会計監査に出口のところで個別に説明（1,500 名のままのようです）

報告なし（→ 総会で質問しましょう）

★自治会副会長に執行部会の議論状況を教えてもらいたいと思います

2. 自治会総会委員会

3 月 26 日（月）、4 月 3 日（火）、4 月 12 日（木）開催 出席者（活動報告作成を支援）

会計部長のゴリ押しで、個人情報保護方針が決まっていないことから、総会資料に自治会名簿を載せないことが決まった

○ 協議・確認事項

1. 個人情報保護

総会資料の青年会名簿の記載に関するガイドラインを総会資料に明記しました
第三者提供は、ソフトボール大会、ボーリング大会などの参加名簿提出が該当します
都度、定例会議事録に明記したいと思います

2. 自治会助成金に関して

会長より 3 月 30 日付で文書を受領
直前に「青年会で助成金を受領して欲しい」という要請を受けたが、役員内で拒絶されたようで、「お詫びの手紙」という感じです。(レターは添付)

3. 子供会について

同じく会長より 3 月 29 日付で文書を受領
こちらは、慇懃無礼な表現で、挑戦状のような書き方です
会長が作った文書ではない模様 (レターは添付)

4. 青年会 総会

4 月 15 日 (日曜日) 18:00 自治会館 (準備: 17:20 定例会: 17:30)
自治会からの来賓は、会長の予定 (新会長候補の塚田さんは固辞)
懇親会 こしじ 19:00

5. 自治会 総会

4 月 22 日 (日曜日) 15:00 北葛西コミュニティ会館 (準備: 12:00)

6. 自治会 定例会

4 月 22 日 (日曜日) 18:30- 喜界

7. 自治会 役員歓送迎会

4 月 22 日 (日曜日) 19:00- 喜界

8. 次回定例会

6 月 2 日 (土曜日) 20:00 - みかわや にて

以上

十八軒青年会 個人情報取扱ルール

制定 平成 30 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この取扱方法は、本会が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会・青年会活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

第 3 条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年 1 回は会員に周知します。

(管理者)

第 4 条 十八軒青年会における個人情報の管理者は、十八軒青年会 会長とします。

(取扱者)

第 5 条 十八軒青年会における個人情報の取扱者は、十八軒青年会 事務局長とします。

(秘密保持義務)

第 6 条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

(個人情報の取得)

第 7 条 本会は、会長が「十八軒青年会 加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、電子メールアドレスなどで会員が同意する事項とします。

3 本会が配付する十八軒青年会に記載する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、電子メールアドレスなどで会員が同意する事項とします。

(利用)

第 8 条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用します。

(1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など

(2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成

(3) 災害等の緊急時における支援活動

(管理)

第 9 条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

第 10 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しません。

(1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合

(2) 法令に基づく場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 11 条 取扱者は、個人情報を第三者（都・区役所を除く）に提供したときは、法第 25 条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第 12 条 取扱者は、第三者（都・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第 26 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

（開示）

第 13 条 会員は、第 7 条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができます。

2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第 28 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示します。

（個人情報の訂正等）

第 14 条 会員は、第 7 条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

（漏えい発生時等の対応）

第 15 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

（開示請求及び苦情相談窓口）

第 16 条 十八軒青年会における、開示請求及び苦情相談窓口は、十八軒青年会 会長とします。

（附則）

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

<注意>

- 1 この名簿は、十八軒青年会 個人情報取扱ルールに基づき、作成しています。
- 2 この名簿は、会員相互及び役員との諸連絡、自治会・青年会活動、災害時の避難、救助活動以外には使用しないでください。
- 3 この名簿は、会員の個人情報を含んでいるので、適切に管理してください。
- 4 この名簿を、本会会員以外に貸与し、又は使用させないで下さい。
- 5 この名簿を廃棄する際はシュレッダー等で裁断するなど、適正に処理してください。
- 6 この名簿の内容に修正が生じた場合等は 十八軒青年会 事務局長 個人情報取扱者
船橋 康介へご連絡ください。